

アルコール製剤(食品添加物) 自主基準

日本食品洗淨剤衛生協会

制定年月日:平成 26 年 4 月 1 日

改訂年月日:平成 28 年 1 月 1 日

改訂年月日:平成 30 年 10 月 1 日

目次

序文

1. 目的	1
2. 適用製品	1
3. 成分基準	1
3.1 アルコール	1
3.2 副剤	1
3.3 重金属、ヒ素	2
4. 表示基準	2
4.1 文言表示	2
4.2 警告ラベル等の表示	3
4.3 表示例	4
5. 運用	7

序 文

アルコール製剤（食品添加物）自主基準（以下、本自主基準という）は、日本食品洗浄剤衛生協会が取扱うアルコール製剤（食品添加物）の成分基準および表示基準を食品衛生法に準じて定めたものである。

1. 目的

本自主基準は、アルコール製剤（食品添加物）について成分基準を設け、安全性を確保し、アルコール製剤（食品添加物）として適した製剤を消費者に提供することを目的とする。

2. 適用製品

アルコール（エタノール）を主剤とし、食品素材または食品添加物を副剤とする業務用アルコール製剤（食品添加物）に適用される。

3. 成分基準

3.1 アルコール(エタノール)

主剤であるアルコール（エタノール）は、一般社団法人アルコール協会が制定したアルコール協会規格 J A A S 0 0 1 : 2 0 1 2 「エタノール」記載の発酵アルコールの品質規格に適合し、且つ、15℃における製剤中のアルコール濃度は、45度（37.88重量%）以上で90度（85.70重量%）未満であること。（アルコールハンドブック 通商産業省基礎産業局（監修）、アルコール協会・バイオインダストリー協会（編集）を参照。）

また、使用するアルコール（エタノール）は、酒税相当分を免税で使用する場合、「アルコール事業法」の第28条第3号の規定（その他アルコールの適正な流通の確保に支障を及ぼすおそれのないもの。）に適合させるため、定められた食品香料を添加すること。添加する食品香料については、「アルコール使用の手引き（経済産業省製造産業局化学課アルコール室）」の別表3の記載を参照し、これに従う。

3.2 副剤

副剤は、食品素材または「食品衛生法」に適合する1種類以上の食品添加物から選ばれ、主剤であるアルコールの持つ機能を安定化させるため、または、効果を十分発揮させるために配合するものである。

その配合量は、総量として主剤のアルコール含有量に対して50重量%以下で、且つ、製剤中の20重量%以下とする。但し、「食品衛生法」および「食品、添加物等の規格基準」で使用基準が定められている食品添加物については、これに従う。

3.3 重金属、ヒ素

重金属、ヒ素の試験法については、下記記載の方法に準じ、下記基準に適合すること。

重金属：「第9版 食品添加物公定書 2018」

B 一般試験法 「19. 重金属試験法」

ヒ素：「第9版 食品添加物公定書 2018」

B 一般試験法 「36. ヒ素試験法」

重金属：20 μ g/g 以下 (Pbとして)

ヒ素：3 μ g/g 以下 (Asとして)

4. 表示基準

4.1 文言表示

当該製品ラベルは、次の項目を必要とし、わかりやすい表示を心がける。

- ① 品名 「例 エタノール製剤（食品添加物）、またはアルコール製剤（食品添加物）。なお、名称表示で問題が生じた場合は各社個別対応とする」
- ② 製品名および内容量（kg、L等で表示）
- ③ 成分名およびその配合量（重量%）
- ④ 注意事項（GHS^{*1}で定められた絵表示、注意喚起語、危害有害性情報、注意書き^{*2}）

^{*1} GHS分類についてはGHS実施ガイドライン、GHS表示ガイドラインを参照する。

^{*2} 注意書きは、各社が製品へのばく露や不適切な貯蔵又は取扱いからの被害を防止又は最小にするために取るべき推奨措置を定めている場合は、各社の責任においてGHSが推奨する以外の文言を用いてもよい。

- ⑤ 消防法の危険物に該当する場合^{*}に必要な表示（例 イ. 第4類 アルコール類 ロ. 火気厳禁 ハ. 水溶性 ニ. 危険等級Ⅱ）

^{*} アルコール（エタノール）が60重量%以上の製品、可燃性液体が60重量%未満であって、アルコール（エタノール）60重量%水溶液の引火点を下回る製品等。

- ⑥ 製造年月日またはロット番号
- ⑦ 事項名（製造者または販売者）およびその名称、住所、電話番号
- ⑧ 製造所所在地または製造所固有記号

製造者と販売者が同一の場合は「製造所所在地」または「製造所固有記号」、製造者と販売者が異なる場合は「販売者と販売者本社所在地」および「製造者と製造者製造所所在地」もしくは「販売者と製造所固有記号」および「販売者本社所在地」

PL法対応の主旨に沿えば、アルコール（エタノール）60重量%未満の製品で消防法の危険物に該当しない場合でも、可燃性であり、『火気注意』の記載が望ましい。なお、60重量%以上で危険物に該当する場合は『火気厳禁』の記載が法的に必要なである。

また、同様にPL法対応で、当該製品に長時間もしくは高濃度に曝露しないよう

「換気に注意する旨」の注意表示など、GHSに定める表示（絵表示など）以外に必要な応じて注意表示を記載することが望ましい。

4.2 警告ラベル等の表示

製剤の危険有害性を伝達するため、GHSで定められた絵表示（◇マーク）、注意喚起語（『危険』/『警告』）および危険有害性情報を記載する。

GHSで定められた絵表示以外で、従来、用いてきた絵表示（◇または△マーク）の記載は任意とする。

4. 3 表示例

アルコール濃度 60 重量%以上のアルコール製剤の表示例

1	品名	エタノール製剤（食品添加物）
2	製品名および内容量（kg, L等）	食洗協アルコール75 5 L （一例）
3	成分名およびその配合量（重量%）	エタノール 75.0%、クエン酸 0.5%、精製水 24.5% （一例）
4	注意事項 (GHSで定められた表示等)	<p>絵表示</p> <div style="text-align: center;">  <p>(絵表示の大きさ（高さ）は文字の大きさより小さくならないようにする)</p> </div> <p>注意喚起語 危険</p> <p>危険有害性情報 引火性の高い液体及び蒸気 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ 長期にわたる、又は反復ばく露による臓器の障害（肝臓） 長期にわたる、又は反復ばく露による臓器の障害のおそれ（中枢神経系） 呼吸器への刺激のおそれ／（麻酔作用）眠気またはめまいのおそれ 眼刺激</p> <p>注意書き 使用上の注意 必ず使用前に「安全データシート（SDS）」と「使用上の注意」をお読みください。 作業時は状況に応じて、保護マスク、保護メガネおよび保護手袋を使用する旨。 取扱いは、漏れ、あふれ、または飛散しないよう注意し、換気を充分行う旨。 ミスト／蒸気／スプレーの吸入を避ける旨。 この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしない旨。 取扱後は手をよく洗う旨。 熱／火花／裸火／高温のもの／静電気のような着火源から遠ざける旨。－禁煙。 みだりに加熱、加減圧したり噴霧、蒸散させない旨。 飲まない旨。 保管は、冷暗所に密栓保管し、幼児の手の届かない所に置き、転倒、落下、破損、漏洩のないよう注意する旨。 他の容器に移し替える場合は、専用の容器にその品名、注意事項等を明記する旨。 内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託する旨。 火災の場合には、消火に耐アルコール泡、粉末、炭酸ガス等の消火器、大量の水を使用する旨。</p> <p>応急処置 飲み込んだ場合は、水を飲ませる等の処置をし、医師の手当てを受ける旨。 吸入した場合は、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させる旨。 気分が悪い時は、医師の診断／手当てを受ける旨。 皮膚または粘膜にかかった場合は、大量の水で洗い流し、異常がある場合は、医師の診断／手当てを受ける旨。 眼に入った場合は、水で数分間注意深く洗う旨。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外す旨。その後も洗浄を続ける旨。 眼の刺激が続く場合は、医師の診断／手当てを受ける旨。</p>
5	消防法上、必要な表示	<p>第4類アルコール類、水溶性、危険等級Ⅱ、火気厳禁</p> <div style="text-align: center;">  <p>(従来、用いていた絵表示の記載は任意とする)</p> </div>
6	製造年月日またはロット番号	〇〇年△△月××日 （一例）
7	製造者または販売者の名称、住所、電話番号	販売者 食洗協株式会社 東京都渋谷区神宮前〇〇〇 TEL：03-XXXX-XXXX （一例）
8	製造所固有記号	AB1234 （一例）

※ モデル処方での一例であり、エタノール配合量やその他成分の種類や配合量によっては、必ずしも上記記載（注意事項など）と同じになるとは限りません。

アルコール濃度 60 重量%未満のアルコール製剤の表示例

1	品名	エタノール製剤（食品添加物）
2	製品名および内容量（kg, L等）	食洗協アルコール50 5 L （一例）
3	成分名およびその配合量（重量%）	エタノール 50.0%、クエン酸 0.5%、精製水 49.5% （一例）
4	注意事項 (GHSで定められた表示等)	<div style="display: flex; align-items: flex-start;"> <div style="flex: 1;"> <p>絵表示</p> <div style="text-align: center;">  <p>(絵表示の大きさ（高さ）は文字の大きさより小さくならないようにする)</p> </div> <p>注意喚起語</p> <p>危険</p> <p>危険有害性情報</p> <p>引火性液体及び蒸気 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ 長期にわたる,又は反復ばく露による臓器の障害（肝臓） 長期にわたる,又は反復ばく露による臓器の障害のおそれ（中枢神経系） 呼吸器への刺激のおそれ／（麻酔作用）眠気またはめまいのおそれ 眼刺激</p> <p>注意書き</p> <p>使用上の注意 必ず使用前に「安全データシート（SDS）」と「使用上の注意」をお読みください。 作業時は状況に応じて、保護マスク、保護メガネおよび保護手袋を使用する旨。 取扱いは、漏れ、あふれ、または飛散しないよう注意し、換気を充分行う旨。 ミスト／蒸気／スプレーの吸入を避ける旨。 この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしない旨。 取扱後は手をよく洗う旨。 熱／火花／裸火／高温のもの／静電気のような着火源から遠ざける旨。－禁煙。 みだりに加熱、加減圧したり噴霧、蒸散させない旨。 飲まない旨。 保管は、冷暗所に密栓保管し、幼児の手の届かない所に置き、転倒、落下、破損、漏洩のないよう注意する旨。 他の容器に移し替える場合は、専用の容器にその品名、注意事項等を明記する旨。 内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託する旨。 火災の場合には、消火に耐アルコール泡、粉末、炭酸ガス等の消火器、大量の水を使用する旨。</p> <p>応急処置</p> <p>飲み込んだ場合は、水を飲ませる等の処置をし、医師の手当てを受ける旨。 吸入した場合は、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させる旨。 気分が悪い時は、医師の診断／手当てを受ける旨。 皮膚または粘膜にかかった場合は、大量の水で洗い流し、異常がある場合は、医師の診断／手当てを受ける旨。 眼に入った場合は、水で数分間注意深く洗う旨。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外す旨。その後も洗浄を続ける旨。 眼の刺激が続く場合は、医師の診断／手当てを受ける旨。</p> </div> </div>
5	消防法上、必要な表示	<p>(非危険物の場合でも、「火気注意」の記載が望ましい)</p> <div style="text-align: center;">  <p>(従来、用いていた絵表示の記載は任意とする)</p> </div>
6	製造年月日またはロット番号	〇〇年△△月××日 （一例）
7	製造者または販売者の名称、住所、電話番号	販売者 食洗協株式会社 東京都渋谷区神宮前〇〇〇 TEL：03-XXXX-XXXX （一例）
8	製造所固有記号	AB1234 （一例）

※ モデル処方での一例であり、エタノール配合量やその他成分の種類や配合量によっては、必ずしも上記記載（注意事項など）と同じになるとは限りません。

アルコール製剤を食品に使用した場合の表示例

種類	方法		表示例	
麺	生麺(中華麺、うどん)	添加(練込)	原料粉に対し1~3%添加	アルコール、エタノール、エチルアルコール、酒精
	皮(ギョウザ、ワンタン、シューマイ)	添加(練込)	原料粉に対し1~2%添加	アルコール、エタノール、エチルアルコール、酒精
水産練製品	竹輪	添加(練込)	原料混合時に添加	アルコール、エタノール、エチルアルコール、酒精
		塗布	串抜目的として使用可	※表示不要~加工助剤
		噴霧	包装時に噴霧	アルコール、エタノール、エチルアルコール、酒精 ※噴霧で表示不要~加工助剤
	はんぺん	噴霧又は浸漬	包装時に噴霧又は浸漬	アルコール、エタノール、エチルアルコール、酒精 ※噴霧で表示不要~加工助剤
	蒲鉾	添加(練込)	原料播漬時に2~3%添加	アルコール、エタノール、エチルアルコール、酒精
噴霧		包装時に噴霧	アルコール、エタノール、エチルアルコール、酒精 ※噴霧で表示不要~加工助剤	
漬物	奈良漬	添加・噴霧	原料酒粕に2~3%添加 包装時に噴霧	アルコール、エタノール、エチルアルコール、酒精 ※噴霧で表示不要~加工助剤
	糠漬	添加・噴霧	糠床に2~3%添加 包装時に噴霧	アルコール、エタノール、エチルアルコール、酒精 ※噴霧で表示不要~加工助剤
	浅漬	添加・噴霧	調味液に2~3%添加 包装時に噴霧	アルコール、エタノール、エチルアルコール、酒精 ※噴霧で表示不要~加工助剤
菓子	餡類(生あん)	噴霧	包装時に噴霧	アルコール、エタノール、エチルアルコール、酒精 ※噴霧で表示不要~加工助剤
	〃(練あん)	添加	製品に対して1~3%添加	アルコール、エタノール、エチルアルコール、酒精
	カステラ、スポンジケーキ	添加	製品に対して1~3%添加	アルコール、エタノール、エチルアルコール、酒精

※ 噴霧して使用した場合、最終食品への残存量が微量であれば加工助剤とみなされる場合があり、表示が不要となることもあります。

5. 運用

- (1) 会員企業は、本自主基準を遵守するものとする。
- (2) 本自主基準は、適宜見直すことが出来る。

附則

本自主基準の適用期日に関しては「平成29年厚生労働省告示第345号」（平成29年11月30日公布）に準拠する。